

おokayama県産品輸出拡大促進事業（国内展示商談会） に関する業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

国内市場縮小の懸念や長引く物価高・円安の影響により県内企業の経営環境が厳しい状況下、県内事業者が海外販路開拓に取り組む機会を創出するため、海外バイヤーの来場が見込まれる大規模展示商談会への出展支援を行うとともに、商談スキル向上や市場動向に関するセミナーを開催し、企業の販路拡大力・商品力の強化を図ることを目的として実施する「おokayama県産品輸出拡大促進事業（国内展示商談会）」について、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、財団以外の者で下記2の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記2の応募要件を満たすと認められる者からの提案書等の提出がない場合は、財団との随意契約手続に移行する。

なお、下記2の応募要件を満たすと認められる者からの提案書等の提出があった場合は、財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 おokayama県産品輸出拡大促進事業（国内展示商談会）
- (2) 業務内容 おokayama県産品輸出拡大促進事業（国内展示商談会）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 25,540,080円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募要件

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作(情報・通信サービスを除く)、小分類6イベント企画・運営」に登載され、格付区分がA及びBであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 県税を完納していること。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話:(086)226-7365

FAX:(086)226-7841

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)等を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年3月2日(月)から3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年

岡山県条例第2条)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>)

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年3月2日(月)から3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

上記3の場所に同じ

③ 提出書類

ア) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)(1部)

イ) 会社概要(5部)

④ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 仕様書に対する質問の受付及び回答

① 受付期間及び方法

質問は、令和8年3月6日(金)午後5時までに質問書(様式第2号)を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

送信先アドレス: marketing@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「おかやま県産品輸出拡大促進事業/質問書」とすること。

② 回答

電子メールにより回答する。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

① 提出期限 令和8年3月12日(木)午後5時(必着)

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類

ア) 提案書【様式第3号】(原本1部+写し4部)

イ) 企画提案書【任意様式。A4縦(横書き)左綴り。以下同じ】(5部)

ウ) 見積書【任意様式。代表者印を押印したもの。】(原本1部+写し4部)

④ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

⑤ その他

企画提案書等の作成に当たっては、「おかやま県産品輸出拡大促進事業(国内展示商談会)企画提案書作成方法等説明書」を参照すること。

企画提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書の内容を審査し、審査結果については、速やかに提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約書作成要否

要

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を県に納付しなければならない。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 契約を締結する際に、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう県が求めることがある。

(2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。

(3) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。